

第26回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年12月16日(金) 10:00～10:45

場 所 大分市役所第2庁舎6階大研修室

出席者

【委員】

宇野 稔、大津留 祐子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、
園田 敦子、中村 喜枝子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、近藤 忠志、
後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、安部 剛祐、野尻 哲雄、
永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、仲摩 延治、
皆見 喜一郎、入田 光の各委員(計26名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司
同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛
同主任 森田 俊介(計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長 玉衛隆見)、(同主幹 渡邊信司)、
議会事務局議事課政策調査室主幹 藤野 宏輔、市民協働推進課主査 正池 功、
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、総務課情報公開室主査 岡村 吉宏、
人事課主査 幸野 勝
(統括者・副統括者除く 計5名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、
同主任 大城 存、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計6名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会の結果概要について

(2) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(3) その他

< 第26回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第26回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

検討委員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。11月に開催いたしました市民意見交換会では皆様方のご協力により、無事に終了することが出来ました。特に今回は市民意見交換会、委員の皆様にはご都合の許す限りご出席をとという形をお願いをさせていただきましたが、多くの委員、皆様方のご参加をいただく中、活発な意見交換会ができたと考えております。改めてお礼を申し上げます。

さて、本日の検討委員会では、先の市民意見交換会の結果概要、市民意見交換会及び市民意見公募の意見について、ご検討をお願いしたいと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶いただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

皆様方、改めましておはようございます。先ほど、事務局の方からご挨拶がございましたが、先般の市民意見交換会におきましては多数の委員皆様方のご出席をいただきまして、無事に終了いたしました。誠にありがとうございました。本日は市民意見交換会、更にはパブリックコメントも実施されておりまして、そういった結果が出てきておりますので、事務局の方から十分にご報告をいただきながら、今日は我々の情報のレベルを同一レベルにさせていただいて、今後の更なる審議に役立てるステップにさせていただきたいと考えている次第でございます。本日はよろしくお願いいたします。

お手元に予め資料が配られているかと思いますが、そういった資料を使わせていただきまして、意見交換会の結果概要、それから意見交換会及び市民意見公募の意見につきまして、一括しまして事務局からのご説明をいただきたいと思っております。事務局よろしくお願いいたします。

事務局

まず、お手元にお配りをしております「資料1」、「大分市まちづくり自治基本条例（素案）市民意見交換会会場別参加人数集計表」、この資料をご覧ください。まず、参加人数は9会場で、361名でございました。参考としまして、前回は13会場で406名の出席となっております。361名のうち、アンケートの回収数は281名でございました。回収率は78%となっております。

2枚目をご覧ください。全体の集計表でございます。まず年齢は60代、70代の方が多く、合わせると76%という形になっております。次に性別につきましては、無回答ということもありますが、受付の名前で確認させていただくと、大部分は男性の方だったということになっております。

次に、市民意見交換会をどのようにして知ったか、につきましては市報が最も多く、次に地域役員からの紹介となっております。

次に、参加理由としましては、「市政への市民参加に関心がある」、「条例に関心がある」、の順になっております。

次に、条例素案の内容につきましては、「理解できなかった」、それと無回答を除きますと、7割以上の方にはある程度のご理解がいただいているのではないかと捉えさせていただいてよいのではないかと考えております。

次に、条例の周知方法につきましては、市報への掲載、ホームページへの掲載、シンポジウムの開催という順になっているところでございます。

次のページ以降につきましては、会場毎の集計となっておりますので、後ほどご一読をいただければと思います。

次に、アンケートの裏面、自由意見の欄につきましては、お手元資料の「資料3」、A3の縦になりますが、「大分市まちづくり自治基本条例（素案）市民意見交換会アンケート集約結果」をご覧ください。条文についての検討が必要と思われるものにつきましては、赤字で示しております。第7条「議会の基本的役割と責務」、第8条「市長等の基本的役割と責務」、第9条「市長の基本的役割と責務」、第10条「職員の責務」につきましては、それぞれ議会の責務、市長の責務、職員の責務を規定しなければならないのか、という意見をいただいております。その他につきましては、後ほどご一読いただければと思います。

次に、「資料2」、A3の横になります。「大分市まちづくり自治基本条例（素案）市民意見交換会意見集約」をご覧ください。条文についての検討が必要と思われるものや、会場で「検討する」などと回答したものにつきましては赤字で示しております。

まず、1ページをご覧ください。1番と2番です。前文につきましては「経済の発展に関することが一切触れられていない。一考して欲しい。」というご意見に対して、会場では「総合計画の中で体系立てて記述をしております。また、他の条例にも謳っております。」と回答をしております。

次に、第2条関係、5番から9番ですが、「外国人も市民なのか。外国人も市民の中に入れて大分市を作るということか。」や「国籍ではなく、日本に、大分市に一時的に観光に来る人も大分市民として見るのか。」、そういったご意見をいただいております。それに対しまして、9番の回答にあります、「大分市の市民としてまちづくりに協力していただきたい。ここにいる以上はしっかりと責任を果たしていただきたい。どこの国の出身だからということで排除するべきではないというような考え方だ。」ということで、ご説明をさせていただいております。

次に、10番、第2条の定義関係、市民の責務関係になりますけれども、「『市税』という言葉はちょっと問題であるのではないかと。少し表現を変えないと誤解をしやすいのではないかと。」という意見に対して、「税の中には色々あるけども、より適切な表現になるかどうかは今後検討する。」という回答をしているところでございます。

次に、2ページをご覧ください。15番第5条、市民の権利関係でありますが、子どもの権利について、「事理認定能力がない子どもが大人と一緒に意見を言うのか。またそれを認めるのか。」、そういったご意見をいただいているところでございます。

次に、第6条「市民の責務」です。16番から21番までですが、「市

民としての意識付けを高めるための意向のようなものを1行でもいいからどこかに入れてほしい。」ですとか、「見直しをしてほしい。」ということのご意見に対しまして、19番、20番の回答になりますが、「市民の責務の中の6条の第1項の1で、『まちづくりに積極的に参加し、または、まちづくりに取り組むように努めること。』となっております。」というご回答ですとか、20番の回答として「『市民参画はあくまでも自発的なものであり、強制されるものではありません。』ということ踏まえて、こういう取り組みとなっております。果たすべき役割を潜在的に表記したものでございます。」といった回答をさせていただいているところでございます。

次に、22番、第6条、第8条、第9条関係ですけれども、「市民参加型の条例を目指すのであれば、市民の部分と行政の部分の表現を統一すべきではないか。」という対しまして、「更に委員会で議論いたしたい。」という回答を行っているところでございます。

次に、3ページをご覧ください。25番です。第7条「議会の基本的役割と責務」、第10条「職員の責務」ですけれども、「『職員は専念します』、『議会は有します』と分けた理由について、言葉としては同じにした方がよいのではないかと。検討をお願いしたい。」ということに対しまして、回答としましては、「議会基本条例が先にできております。その中のエキスを抜いてこの4項目にまとめております。言葉としてはおそらく一緒であろう。」というような回答をいただいているところでございます。

次に、4ページをご覧ください。33番です。第23条の「協働の推進」関係でございます。「第23条だけ市民、議会、及び市長とあるけども、他のところは全部市長、議会、市民となっている。ここだけどうして順番が変わるのか。」という意見に対しまして、「今後整理の段階で調整をします。」という回答をしております。

次に第26条「住民投票」の関係です。36番から次のページの41番までになりますが、37番ですが、「要望を取り上げるシステムがこの中にはない。それを是非入れていただきたい。」という意見ですとか、38番については「住民の権利を書いて、市長の分は地方自治法にありますよ、と書いた方がやわらかくなっていいのではないか。ここに書けないのか。」という意見ですとか、39番、「項目を一つ追加してほしい。」ということで意見をいただいております。それに対しまして、「この文はもう一度練り直さなければならないと思うので、部会に持ち帰り検討する。」ですとか、「それも含めて検討する。」という回答をさせていただいているところでございます。

次に、5ページです。42番、第28条「都市内分権」の関係でございます。「限られた予算の中で優先順位をどう決めるか。そういうシステムを具体的に載せられないのか。」という意見に対しまして、「地域における課題解決は第29条の方に記載をしております。支所には地域推進担当を置き、地域活動を支援している。この条例は理念を謳った最高規範であるが、個別の課題について行政としていかに吸い上げ、いかに実行していくかについては、第9条に謳っております。」と、そういったことの回答を

いただいております。

次に第29条「地域コミュニティ」の関係です。43番から47番になりますが、「地域で責務と言われた時に私たちは非常に苦しんでいる。」と一つの例を示されており、「具体的な方法で検討を進めていただきたい。」という意見をいただいております。

次に、7ページをご覧ください。その他の意見としてですが、66番、一番下になりますが、「小さな問題を吸い上げるようなシステム、透明性、方法を謳った条例を作らないと進まないのではないか。」ということに関しまして、回答としましては「この条例に含められるかどうかは委員で検討する。」とのお答えをしているところでございます。

次に、8ページ、68番でございます。「一部の人が雲の上の話をしているようだ。自治会の問題について話が通るような制度にしないといけない。」ということに対しまして、「今の意見は持ち帰り検討します。」という対応をしているところでございます。

次に、9ページをご覧ください。79番です。「この文章、条例によってどういうふうに進まざるの市民の姿が変わっていくのか。行政の姿が変わっていくのか。それを具体的な形で描き、説明していただきたい。」という意見に対しまして、「今の意見は今後検討する。」という回答をいただいているところでございます。

次に、10ページです。89番になります。「こちらからの希望があまり盛り込まれていない。」これは意見交換会の回数ですとか、やり方についてのご意見でしたが、「今後こういうふうにするという形で前向きに受け取ってもらいたい。」ということに対しまして、「設定が大きすぎるとか、回数が少ないのでは、というご批判は受け止めます。そういったご意見があったということ踏まえて持ち帰って検討したい。」ということの回答をいただいております。

また、91番につきましても同じように、「広く市民の意見を聞く機会がどういう場面でできるのかについて検討することから始めたい。」ですとか、92番、「おかしいなと思うところは、これをもち寄って次のために生かします。」ですとか、95番ですが、「9会場で意見交換会を行っていますけれども、そこで寄せられた意見は持ち帰って、全体会で検討を始める段取りとなっている。意見は一つ一つ精査する。」という回答をいただいているところでございます。

続きまして、11ページです。100番になります。「市民がもっと積極的に市政に参画して、主体になってほしいという狙いがあるものと感じているので、市民基本条例を作ってはどうか。」というご意見ですとか、103番ですけれども、「『まちづくり自治基本条例は、市民・議会・行政が協働して、自治・市民主権のまちづくりを進めるための基本的な事項を定めるものである』と積極的に書いてはどうか。」こういったご意見をいただいております。主なものにつきましては以上でございまして、詳細につきましては後ほどご一読いただければと思います。

事務局

続きまして、「資料4」、「パブリックコメント市民意見公募手続きにつ

いて」のご説明をします。右端の方に「資料4」と記しておりますA4縦の用紙でございます。パブリックコメント手続きにおきましては、人数にして15人、条項数にして50件のご意見をいただいております。これらの寄せられた意見について、その概要をご紹介します。

これについては、全ての意見に対して市としての考え方をお示しする必要がありますわけですが、中でも条文検討においてポイントになると思われるご意見については、資料の中で赤字で記載をしておりますので、これらを中心に紹介いたします。

まず、上から、全般的な事項についてでございますが、条文素案の趣旨に賛同する内容のご意見がいくつかあった他、「市民意見をいただくための周知の方法が不十分である。」との意見や、赤字の部分ですが、「市長によって自治の方針が変わることがないように基本条例を作るとすると、新たな市長が前市長の政策を変えられない。」というような内容の、市の基本的なルールとしての基本条例を定めることに対する問題提起をいただいております。

次に、この条例が「市の最高規範である。最高法規である。」ということについては、前文の他、第1条の「目的」や、第32条などにおいてもいただいております。同列であるはずの条例同士でありながら、最高規範と位置付けられることについての根拠を求める内容のご意見であろうかと思っております。

次に、第2条の「定義」の部分ですが、市民の範囲につきまして、外国人や住民以外の人を含めることの是非を問う内容の意見をいただいております。これにつきましては、件数的には非常に多くの方から同様の趣旨のご意見がありましたので、かなり注目をされている部分であろうかと思っております。

次に、第4条及び第5条についてですが、子どものまちづくりへの参加や、子どもの権利についてのご意見をいただいておりますが、趣旨としては「殊更に子どもの権利を強調するべきではない。」という内容のようでございます。

第8条以下の部分にまいります。ここでも多くの貴重なご意見をいただいておりますが、特に第26条「住民投票」につきましては、件数的にもかなり意見が出されまして、住民投票の対象者の範囲に関する内容となっております。

次に、赤字にはしておりませんが、第32条では憲法や法律との関係に関する意見がございました。また、先ほどもご紹介しました、最高法規性についてのご意見の他、附則において「5年以内に見直しを行う。」と規定している部分につきまして、その是非を問う内容のご意見もいただいております。

以上が概要の説明でございます。繰り返しになりますが、全ての意見が検討すべき貴重なご意見ではありますが、特に重要なポイントとして皆様の議論の対象になるのではないかとと思われる事項について、重点的に紹介させていただきました。パブリックコメントについてのご説明は以上でございます。

事務局	<p>続きまして、「資料5」、A4の1枚紙、横書きですけども、それをご覧ください。「大分市まちづくり自治基本条例（素案）についての職員意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方」をご覧ください。</p> <p>一人の職員から4件の意見を受けております。1番目として、「前文の『育み』と、第6条第1項第4号の『はぐくみ』という言葉は統一した方がよいのではないか。」</p> <p>2番目としまして、「第2条第3項の『手を取り合って』は、もっと能動的に『力を合わせて』とした方がよい。」</p> <p>3番目としまして、「第24条の見出しについては『市民の提言』としてはどうか。」</p> <p>4番目としまして、「第29条第1項の『地域の特性を活かした』と第30条第2項『まちづくりに生かすものとする』という字なのですが、生きるという『生かす』に統一するべきではないか。」との意見をいただいております。</p> <p>以上、資料が幾つかあり、雑ぱくでございますが、市民意見交換会につきましての事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございました。ただ今、事務局の方から市民意見交換会の結果、アンケート結果、それからパブリックコメントの結果につきましてご説明をいただいたところでございます。こういった市民からの意見を踏まえまして、更に私どもの方としまして審議を尽くすべく、段取りになっているわけでございますけれども、今後の議論の進め方をどのようにしていくのが妥当であろうかということの審議をさせていただきたいと思っております。そのたたき台としまして、事務局でどういうふうな審議のステップの踏み方がよろしいのかなということのご意見があれば、最初に我々の審議をする上でのたたき台ということで、お示しいただければと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。よろしく願います。</p>
事務局	<p>今、ご説明させていただいた資料のとおり、非常に多くのご意見をいただいております。本来でありますと、昨年と同様に再度部会を開催して、議論を行っていただくということが本筋だと思いますけれども、内容がかなり専門的でありまして、権利や義務などにも密接に絡んでくると想定されますので、事務局としましては、法制室の力を借りながら事務局の方で整理を行わせていただいて、その結果を次回の全体会にお諮りできればというふうに考えております。</p> <p>なお、事務局で検討を行う上での大きな論点としましては、今、ご覧になっていただいたものを踏まえまして、3つあるかと思っております。第2条「市民の定義」、第5条「子どもの権利」、第26条「住民投票」というふうに考えておりますので、これらをベースに考え方の整理を行わせていただければと考えております。以上でございます。</p>

<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。ただ今、事務局の方からたたき台的なご意見をご紹介いただいたところでございます。これにつきまして、皆様方のご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいいたします。</p> <p>特にご異論がなければ、事務局から示されたようなたたき台の方向で今後の議論をやっていくと。すなわち、事務局の方で先ほどご説明がございました、第2条関係の「市民の定義」、第5条関係の「子どもの権利」、第26条関係の「住民投票」。この3点に論点が集中しているというふうに思われますということで、かなりその分野につきましても、法律的な関わりがございます。そういうことで、法制室との連絡調整を取りながら、その3点につきまして、こういう方向がいかだらうかというようなたたき台を今後示していただくと。これにつきまして、私どもが審議をしていくという方向でございますが、よろしゅうございましょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、そういった方向で審議を進めさせていただきたいと思いません。ありがとうございました。</p> <p>それでは、方向性が定まったところでございますけれど、事務局の方で更に論点整理につきまして何かご意見ございましたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、事務局の方で整理をさせていただいて、次回の全体会でお諮りできればと考えております。</p> <p>ここで、先ほども若干説明いたしました、事務局として整理を行う上での論点が大きく3つあると考えておまして、その他の細かいものも当然検討してまいります、若干補足の説明をさせていただきたいと思いません。</p> <p>まず、「市民の定義」につきましては、お手元の条文の素案をご覧いただきたいのですが、第2条におきまして、本市に住所を有する人は元より、通勤・通学者、事業者、活動団体等、広く市民と定義をしているところでございます。これはこれからのまちづくりにつきましては、大分市に住む人のみではなく、大分市に関わりのある人全ての人の力が必要となるなどの理由から広く市民を捉えたものとなっております。当然そうなりますと、外国籍の方も市民となりますけれども、ご意見をいただいた中では、「外国籍の人は市民から外すべきである。」そういったこともいただいておりますので、論点としますと、「何故、外国籍の人を市民に含めるのか」ということが論点になろうかと考えております。</p> <p>ここで、お手元の「資料6」、ブルーの網掛けをしておまして、A3の横の資料をご覧ください。若干事務局の方で調べさせていただいております。「市民の定義」につきまして各都市比較表ということで、政令市及び中核市、そして大分県内の由布市の条文を記載しております。ご覧いただいておりますお分かりになるかと思っておりますけれども、熊本市と由布市を除く都市</p>

におきましては、いずれも本市の条例素案と同様の定義となっておりまして、それぞれの逐条解説などを見ましても一様にまちづくりを進めていく上では幅広く多くの人々が力を合わせていくことが必要である。そういった考えにより、市民を広く捉えたものとなっております。

なお、熊本市では住民と市民の定義を分けており、由布市では「市民」、「市民等」、「交流者」という定義をしておりますが、条文を読む限り、また逐条解説等を見る限りにおきまして、熊本市と由布市につきましても、外国籍の人を区別したものにはなっていないという状況でございます。

次に「子どもの権利」でございますが、お手元の条例素案をご覧いただきたいのですが、第5条の第5項におきまして、「子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」と規定しております。これにつきましては、以前の検討委員会や部会代表者会議におきまして、「教育という部分が入っていない。」ですとか、「未成年者に関する項目が見えない。」などの意見が出されたため、条文の検討を市民部会で始めまして、「子どもを守るという観点から子どもの権利を尊重してあげてよいのではないか。」ですとか、ちょうど同時期に議会の方で子どもに関する条例を検討されておりまして、「子どもの権利について子どもに関する条例でも謳いたい。」そういった意見を受けて、現在の条例素案の条文になっているところでございます。そうした中で、「市民意見交換会では大人と同等の権利を与えることが適切ではない。」や、「子どもの権利を主張すると大人が悪用する危険がある。」などの意見をいただいておりますので、「何故、子どもの権利を謳う必要があるのか。」ということが論点になろうかと考えています。

次に、3つ目の「住民投票」につきましては、第26条をご覧いただきたいのですが、「市長は、住民投票を実施することができる。」ということで、市長の判断により住民投票を行う場合の規定となっております。選挙権を有する住民につきましては、地方自治法の第74条に「条例制定を請求できる」ということが謳われておりますけれども、「住民の権利を謳うべき。」などの意見をいただいておりますので、住民からの要求による住民投票の実施について、条文に「住民の権利」として謳うかが論点になろうかと考えております。

以上、3つの大きな論点と、細かい部分も検討させていただきますが、今後はこういう方向で整理を行ってまいりたいと考えておりますので、検討委員の皆様方におかれましても申し訳ないのですが、今日の資料をご一読いただいて、委員の皆様方各自で整理をしていただいて、次回の検討委員会で協議をお願いできればと考えています。事務局からは以上です。

委員長

どうもありがとうございました。先ほどの論点の3点につきましては、更に補足説明を今、事務局からいただいたところでございます。委員の皆様方におかれましても、今後こういった論点が議論の中心になるということで、お忙しい中かと思われましても、ご準備をいただければと思うところでございます。そういうことで、今後の段取りがほぼ整ってきたかと思えます。今までの経過を踏まえまして、何かここでご意見をいただければ

	<p>ば頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>直接これに関係はないのですが、会場の中でこの意見交換会のあり方についてのご意見も出たようでありますけれども、もう少し市民に周知をさせる必要があるのではないかとといったようなことから、いつこれを作ってしまうのかと、そういう、この条例制定の期限に関わるご意見も幾つか出たような記憶があるのでありますが、その辺の日程的な方向性というものは、事務局の方としてどのように考えているのか、あれば教えていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず先に、いつを目処にということでございますけれども、事務局としましては、3月というのを一つの目標と考えさせていただいております。そうは申しましても、検討委員さんの皆様方で審議を尽くされて、これでいいという形になってから初めてそこで案が固まるということになりますので、あくまで事務局の希望と言いますか、一つの目標としては来年の3月の議会に上程できるような形でと考えております。1月の開催、後ほど開催日程を説明させていただきますが、その開催をある程度何回か繰り返していただいて、これだという形によしということに、そこまでなれば、これまで事務局として考えさせていただいたとおり、3月という形で目指していきたいと事務局としては考えております。</p> <p>それと、もう1点、市民意見交換会の開催のあり方ですけども、これは元々どういった形で開催させていただきましようかというご相談をさせていただいた時に、やはり物理的な問題があって、特に数名程度で多くの会場を回れというような、そういったご意見もありましたけれども、3年半以上検討させていただいておりますし、今回は市報に載せて、自治委員さんには直接電話でお話し、商工会議所にもお願いしましたし、NPOとか各種団体にもそういった周知をさせていただいております。事務局としましては、検討委員さんの物理的なそういった状況を踏まえて、でき得る限りの形で条例の内容の周知をさせていただいているということでございますので、これ以上再度という形で委員さんの数を絞ってまた地区ですとか、校区ですとか、自治会という形、そこまでは現実的には難しいのではないかと考えております。回数につきましては、そういうふうを考えているところでございます。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員さん、よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>その他ございませんでしょうか。副委員長さん。</p>
<p>副委員長</p>	<p>資料が沢山あって、それぞれの部会に関わる問題提起、問題点が浮き彫りにされたようですので、今、事務局の論点、市民の定義、それから市民</p>

	<p>等という第5条、第6条の分や第26条の分、その部分の法的解釈、或いはきちんと論点を明らかにする文章を次回いただけると思います。それを貰って、また市民意見交換会で色々な意見が出ている中で、それぞれの部会でもう1回検討する場を設けるべきではないのかなという思いがするのですが。最終的な言葉の使い方、あるいは表現の仕方とかの指摘の部分も出てきておりますので、その部分についてもう1回部会を開いて、これでいいということであればそれでもいいのですが、そこら辺の協議をして、そしてまた全体会で挙げていただくという形を1回とった方がよいのではないかなという思いがするのですが、そのようなところはどうか。</p> <p>新しいご提案でございますが、全体会で先ほどスケジュール的な段取りとすると、事務局の方でまとめていただいた、たたき台をお示しいただくということでございました。更に、私の理解では、恐らく次回は全体会でそれが示されるということで、その中で必要性があれば部会も可能であれば開いてよろしいかなと思います。しかし、部会で開くよりも全体会で全て全体に及んでくるところでございますので、議論した方がいいという委員の皆様方の多数のご意見があればそちらの方でいきますし、いや部会でいくべきだとなれば、そちらの方でやらせていただく。そういう部会も入れさせていただくということで柔軟に対応していこうかなと、司会者としては思っているところでございます。そういう意味で、今の副委員長さんのご提言、柔軟に対応させていただくということでよろしゅうございましょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>全委員 はい。</p> <p>委員長 では、そういうことでやらせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>委員 話題が変わりますが、市民の皆さんからいただいたご意見の中で、この条例ができたことと、できないことでどのように変わるのでしょうか、という疑問がとても大きかったように思います。それで、私のお願いなのですが、例えばギネスブックに載るようなごみ拾いで世界一になろうとか、あるいは各種の審議委員の決定など、この条例を基にどのように下部に展開されていくのかという例を、今までのでもよいですで作っていただくこの条例の機能の仕方が分かるのではないかというふうに思っておりますので、大変お忙しい時に恐縮ですが、よかったら一、二例お示しいただけたらと個人的には思っています。</p> <p>委員長 ありがとうございました。意見交換会で出てくる市民の皆さん方の素朴なご質問というのを、今、委員さんの方からお話があった内容でございますが、そういった情報を今後私どもとしてできるだけ共有しまして、そして端的にこういうことになりますと、こういう例があります、ということ</p>
--	---

	<p>が言えるように準備をさせていただきたいと思います。事務局で案を示すのは非常に厳しいかなと。現場でことを推進しているところでなかなか難しいところがあるかと思しますので、できましたら委員の皆様方のほうで、こういうことになるのではないのかというようなことを、今後1月にお示しいただければと思うところでございます。そういうことでよろしゅうございましょうか。ちょっと事務局には厳しいかなというところがございます。</p>
事務局	<p>今、委員さんから言われました件につきましては、条例が制定されて間もないというような都市も大変多いような状況の中で、事務局としては可能な限り条例を制定してどのように変わったのかというのをある程度お示しできるような、そういう調査をさせていただきたいと思いますが、この調査の結果がご満足いただけるかどうかというのは今のところ分かりませんが、そういう調査はさせていただきたいと思います。よろしく願いします。</p>
委員	<p>ありがとうございます。今のご意見はとてもありがたいなと思ったのですが、大分市のことがやりにくければ、成功した事例で、そういう市民条例ができて、どのようによい機能が起きているかという例を市報の中に載せてお示しすると、市民も理解するのではないかと思います。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>その他ございませんでしょうか。特になければ、今後のスケジュールという、極めて具体的な大まかなスケジュールはできましたので、細かなスケジュール調整につきまして、事務局からご提案をいただきます。どうぞ。</p>
事務局	<p>お手元の自治基本条例検討委員会の開催日程調整表というのをご覧ください。先ほどもご意見をいただきましたけれども、1月の日程を記載させていただいております。事務局としましても、1月には最低数回という形で会議を開催していただければと考えておりますので、大変申し訳ないのですが、1月中でいつものようにご都合の悪い日につきましては×印という形で記入していただいて、お帰りの際にご提出をいただければと思います。また、本日記入が難しいという方につきましては、またなるべく早めという言い方は失礼ですけれども、後日いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。司会者として、委員の皆様方をお願いでございますが、1月は1回ということではなくて、数回、複数回開催される可能性が高いということで、心積もりをしていただければと思います。そして、具体的な日程につきましては、委員の皆様方が一番参加しやすい、最大公約数の日を優先的に決定させていただくという従来の方で決定させていただきたいと思います。大変お忙しい中、無理を言いますが、1月はよろしくお願いいたします。</p>

それでは本日議論いたしました議題全て終了いたしましたわけでございます。特に、ご意見がなければこれで終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

全委員

はい。

委員長

ありがとうございました。それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。皆様方、良い年をお迎えいただきたいと思います。本年は大変ありがとうございました。